

老朽危険空き家除却支援の拡充について

四国部会提出
説明担当 鳴門市

(理由)

本市においては、国費及び県費を活用しながら老朽化した危険な空き家の除却費を一部補助する「老朽危険空き家除却支援事業」を実施し、市内の空き家の除却に対し補助を行ってきたが、依然として所有者等より相談や要望が数多く寄せられている。

空き家の管理責任は所有者等にあるが、所有者等に責任を負わせるだけではなく、自主的に空き家を処分する者に対してメリットがあるような制度を創設することが危険な空き家の除却につながり、老朽化した空き家を除却する意欲のある所有者等に対しては、空き家が危険な状況になるまで放置することのないように支援していくことが、安全安心な住環境の維持につながると考える。

よって、国におかれては、老朽危険空き家の除却に対し、さらなる支援の拡充を要望する。